

1. Press Releases/Topics

地域企業向け脱炭素コンサルティング 「カーボン・オフセット認証取得支援」開始について

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室

当行は、2021年8月に温室効果ガス(GHG)排出量の見える化、削減目標設定等を目的とした脱炭素コンサルティング「カーボンニュートラルナビゲーター Supported by WasteBox」をリリースし、お客さまの脱炭素経営支援に取り組んでまいりました。

今般、脱炭素経営をより強力にサポートするため「カーボン・オフセット認証取得支援」(以下「本コンサルティング」といいます。)を開始いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本コンサルティングは国内金融機関初の取り組み(※1)であります。

(※1)2024年2月末時点当行調べ

記

1. 「カーボン・オフセット認証取得支援」について

本コンサルティングは、カーボン・オフセット第三者認証プログラム「カーボン・オフセット制度」に基づき、お客さまが製造・販売する製品について、GHG排出量の算定やオフセットが適切に実施されていることを確認し、「カーボン・オフセット認証(※2)」取得を支援します。

<カーボン・オフセット認証取得支援>



<カーボン・オフセット認証ラベル>



(※2)「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」(平成26年3月31日環境省)を受けて、平成29年6月1日(Ver1.0)「カーボン・オフセット第三者認証プログラム実施規則」にカーボン・オフセット第三者認証プログラムが定められる。カーボン・オフセット第三者認証基準は、カーボン・オフセット第三者認証プログラム実施規則(平成29年6月1日カーボンオフセット協会)に基づき定められる。

消費生活意識調査（※３）によると、エシカル消費（地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと）につながる行動について、「実践している」と回答した割合は２７．４％となる一方、取り組んでいないと回答した人（７２．６％）の理由について、「どれがエシカル消費につながる商品やサービスかわからない（２２．１％）」と回答した割合が最も高くなっています。また、エシカル消費につながる商品について、「購入したいと思う」と回答した割合は５８．３％となっており、エシカル消費に対して関心は有しているものの、環境や社会に貢献できる製品に辿りつけていない状況です。

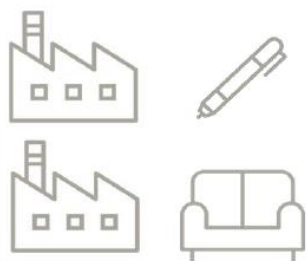
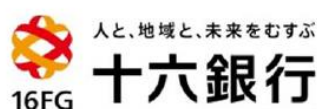
エシカル消費に対する関心が高まりつつあることを踏まえ、本コンサルティングによって、お客さまのカーボン・オフセット製品が「環境や社会に貢献できる製品を求めている層」に届けられるよう初年度５０件の認証を目指して取り組みます。

（※３）令和５年１１月９日消費者庁「令和５年度第３回消費生活意識調査結果について」より

２．株式会社ウェイトボックスとの事業共創

本コンサルティングにおいて、専門的知見をもってお客さまにワンストップで伴走支援できる体制を確保するため、当行のアドバイザーとして専門家である株式会社ウェイトボックス（以下「ウェイトボックス」といいます。）と事業共創いたします。

また、認証取得したカーボン・オフセット製品について、２００社以上の上場企業のサステナビリティ部門と取引を有するウェイトボックスと連携し、ビジネスマッチング支援を行う予定です。



カーボン・オフセット認証を
取得した製品



ビジネスマッチング



クライアントである
上場企業

ウェイトボックスは、環境負荷・温室効果ガス排出量把握で１０年来の実績を有し、大手企業との取引、官公庁の事業への関与を多数行っています。

また、２０００年に英国で設立した国際的ＮＧＯであるＣＤＰの日本で唯一のＣＤＰ気候変動コンサルティング＆ＳＢＴ支援パートナーとして認定されています。

■ウェイトボックス会社概要

代 表 者	鈴木 修一郎
設 立	2006 年 2 月
所 在 地	愛知県名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル16階
U R L	https://wastebox.net/
事 業 内 容	①GHG関連事業(SCOPE1, 2, 3把握、SBT、RE100、CDP情報開示支援) ② 製品・サービスの排出権調査(LCA、CFP等) ③ 排出権権利化代行(J-クレジット創出支援等) ④ カーボン・オフセットプロバイダー事業 ⑤ 上記に付帯する環境コンサルティング事業

<ご参考：十六フィナンシャルグループとウェイトボックスとの取組み実績>

※ウェイトボックスは、当行、野村證券株式会社、有限責任監査法人トーマツの3社による民間主導型ベンチャー支援ネットワーク「NOBUNAGA21」第20回地域経済活性化セミナーにおきまして、ビジネスプラン助成金優秀賞（2021年2月）を受賞しています。

※十六フィナンシャルグループの投資専門子会社であるNOBUNAGAキャピタルビレッジ（代表取締役 峠 清孝）が運営するベンチャーキャピタルファンドにおきまして、2022年5月にウェイトボックスへ出資しています。

当行は、今後も「一歩先の未来」を見据え、脱炭素経営に資するサービスについて高度化をはかり、脱炭素経営を支援し、地域の脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

以上

【本件ご照会先：経営企画部広報・IR室 TEL：058-266-2511】

「Food Expo PRO 2024」出展者の募集について

当行は、香港で開催されるアジア最大級のB2B食品総合見本市である「Food Expo PRO 2024」(主催:香港貿易発展局)に、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター(以下「産経センター」といいます。)と共同でブースを設置し、同見本市への出展者を募集いたしますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 募集要項

名 称	「Food Expo PRO 2024」
会 期	令和6年8月15日(木)～17日(土)
会 場	香港コンベンション&エキシビションセンター
対 象 品 目	・「食品および飲料製品」に該当する香港で販売可能な日本産の低次加工食品または日本産原料を使用した高次加工食品 ・香港で販売可能な日本産の食器、調理器具および台所関連用品
出 展 料	岐阜県内に事業所を有する中小企業については、出展料の最大1/2を産経センターが負担します。 ※詳細は別途、お問い合わせください。
募 集 企 業 数	10社程度を予定
募 集 期 限	2024年4月12日(金) ※ 予定数に達した時点で募集を終了いたします。
申 込 方 法	産経センターホームページからお申込みください。 URL: https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2024030101/index.asp

2. 背景等

当行は、2016年1月に香港貿易発展局との間で、取引先企業の海外販路開拓支援などを目的とした「相互協力の合意書」を締結しており、当行が香港貿易発展局主催の食品総合見本市への出展者を募集するのは今回で6回目となります。

香港は、日本にとって有力な農林水産物・食品の輸出先であり、中国本土や東南アジアへの展開の起点となる重要な都市でもあります。

「Food Expo PRO 2024」への出展支援を通じて、お取引先企業の海外ビジネス展開をサポートするとともに、地域経済の活性化を支援してまいります。

3. お問い合わせ先

ソリューション営業部海外サポート室 担当：堀江
(TEL: 080-4635-7154)

以上

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「無料相談会」4月の相談日をお知らせします。
※相談方法は電話相談とZoom(オンライン)相談となります。
※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

日程		相談方法
渡辺弁護士 お1人さま 20 分	4 月 2 日(火) 14:00～15:20	・ Zoom 相談 【推奨】 ・ 電話相談 ※どちらか選択
	4 月 9 日(火) 14:00～15:20	
	4 月 16 日(火) 14:00～15:20	
	4 月 23 日(火) 14:00～15:20	
山口弁護士 お1人さま 30 分	4 月 2 日(火) 13:30～15:00	・ 電話相談
	4 月 9 日(火) 13:30～15:00	
	4 月 16 日(火) 13:30～15:00	
	4 月 23 日(火) 13:30～15:00	

(2) 税務相談会

日程		相談方法
小野税理士 お一人さま 30 分	4 月 3 日(水) 13:00～16:00	・ 電話相談
	4 月 4 日(木) 13:00～16:00	
	4 月 10 日(水) 13:00～16:00	
	4 月 11 日(木) 13:00～16:00	
	4 月 17 日(水) 13:00～16:00	
	4 月 18 日(木) 13:00～16:00	

2. 公的機関情報

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

概 要	中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。
予 算 額	総額 3,000 億円 (令和 8 年度までの国庫債務負担含む)
補 助 上 限 額	50 億円 (補助率 1/3 以内)
補 助 事 業 期 間	交付決定日から最長で令和 8 年 12 月末まで
補 助 対 象 者	中堅・中小企業 (常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社等) ※単体ベース
補助事業の要件	① 投資額 10 億円以上 (専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ② 賃上げ要件 (補助事業の終了後 3 年間の対象事業に関わる従業員等 1 人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近 5 年間の最低賃金の年平均上昇率以上)
補 助 対 象 経 費	建物費 (拠点新設・増築等)、機械装置費 (器具・備品費含む)、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外。
公 募 締 切	令和 6 年 4 月 30 日 (火) 17 時厳守
申 請 方 法	補助金申請システム jGrants (J グランツ) にて申請 ※申請には「G ビズ ID プライムアカウント」が必要です。G ビズ ID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 ※アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めに ID を取得してください。
詳 細	中堅・中小成長投資補助金事務局ホームページ 【URL】 https://seichotoushi-hojo.jp/

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金(省エネ補助金)

事業概要	(Ⅰ)工場・事業場型 先進設備や、工場や事業場全体で、機器設計が伴う設備または事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等の、導入を支援します。 (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型 化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援します。
補助率	(Ⅰ)工場・事業場型 中小企業等:1/2 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、2/3 以内) 大企業・その他:1/3 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、1/2 以内) (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型 1/2 以内
補助金限度額	(Ⅰ)工場・事業場型 【上限】15 億円／年度（非化石転換は 20 億円／年度） 【下限】100 万円／年度 ※複数年度事業の上限額は 20 億円(非化石転換は 30 億円) ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は 30 億円(非化石転換は 40 億円) (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型 【上限】3 億円（電化の場合 5 億円）【下限】30 万円
公募期間	2024 年 3 月 27 日(水)～4 月 22 日(月)
詳細申請方法	省エネ補助金特設ホームページ URL:https://syouenehojyokin.sii.or.jp/124business/

省エネルギー投資促進支援事業費補助金(省エネ補助金)

事業概要	(Ⅲ)設備単位型 予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、登録及び公表した設備の導入を支援します。 【ユーティリティ設備】 ①高効率空調 ②産業ヒートポンプ ③業務用給湯器 ④高性能ボイラ ⑤高効率コージェネレーション ⑥低炭素工業炉 ⑦変圧器 ⑧冷凍冷蔵設 ⑨産業用モータ ⑩制御機能付きLED照明器具 【生産設備】 ⑪工作機械 ⑫プラスチック加工機械 ⑬プレス機械 ⑭印刷機械 ⑮ダイカストマシン
補助率 補助上限額	1/3 以内 【上限】1 億円 【下限】30 万円
公募期間	2024 年 3 月 27 日(水)～4 月 22 日(月)
詳細申請方法	省エネ補助金特設ホームページ URL:https://syouenehojyokin.sii.or.jp/34business/

IT 導入補助金 2024

補助対象ツール 対象となる IT ツール(ソフトウェア、サービス等)は事前に事務局の審査を受け、補助金 HP に公開(登録)されているものとなります。
※複数社連携 IT 導入枠を除く

補 助 額 補 助 率 補 助 対 象 経 費	枠		通常枠		セキュリティ対策推進枠	
	補助額		5万円～150万円未満		150万円～450万円以下	
	機能要件		1プロセス以上		4プロセス以上	
	補助率		1/2以内		1/2以内	
	対象経費		ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費		サービス利用料(最大2年分)	
	枠		インボイス枠		複数社連携 IT 導入枠	
	類型		インボイス対応類型		電子取引類型	
	補助額		ITツール		ITツール	
	機能要件		会計・受発注・決済のうち1機能以上		インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における受注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの	
	補助率		3/4以内 ※小規模事業者は4/5		中小企業・小規模事業者等:2/3以内 その他の事業者等:1/2以内	

補助額		(下限なし)～350万円		～10万円		～20万円		(下限なし)～350万円	
内、～50万円部分		内、50万円超～350万円部分							
補助率		2/3以内		1/2以内					
対象経費		ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費		クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)		クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)		ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費	

(公募要領から引用)

申請締切 【通常枠】【セキュリティ対策推進枠】
(2次締切分)2024年4月15日(月)17:00
【インボイス枠(電子取引類型)】
(2次締切分)2024年4月15日(月)
【インボイス枠(インボイス対応類型)】
(2次締切分)2024年3月29日(金)17:00
【複数社連携 IT 導入枠】:(1次締切分)2024年4月15日(月)17:00

詳細 IT 導入補助金ホームページ URL: <https://it-shien.smrj.go.jp/>

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(18 次締切)※

※17 次締切の公募に応募した事業者は、18 次締切の公募には応募できません。

基 本 要 件	以下を満たす 3～5 年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額 年平均成長率+3%以上増加 ② 給与支給総額 年平均成長率+1.5%以上増加 ③ 事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30 円以上																		
補 助 対 象 経 費	【共通】 機械装置、システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 【グローバル枠のみ】 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費																		
枠 ・ 類 型	○省力化(オーダーメイド)枠 人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備(オーダーメイド設備)の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 ○製品・サービス高付加価値化枠 ・通常類型 革新的な製品・サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 ・成長分野進出類型(DX・GX) 今後成長が見込まれる分野(DX・GX)に資する革新的な製品・サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 ○グローバル枠 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援																		
補助上限額 ・ 補 助 率	<table><tr><th>枠・類型</th><th>補助上限額 ※カッコ内は大幅員上げを行う場合</th><th>補助率</th></tr><tr><td>省力化(オーダーメイド) 枠</td><td>5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～99人 5,000万円 (6,500万円) 100人以上 8,000万円 (1億円)</td><td>中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、 1,500万円を超える部分は1/3</td></tr><tr><td>製品・サービス高付加価値化枠</td><td></td><td></td></tr><tr><td>通常類型</td><td>5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21人以上 1,250万円 (2,250万円)</td><td>中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3</td></tr><tr><td>成長分野進出類型 (DX・GX)</td><td>5人以下 1,000万円 (1,100万円) 6～20人 1,500万円 (1,750万円) 21人以上 2,500万円 (3,500万円)</td><td>2/3</td></tr><tr><td>グローバル枠</td><td>3,000万円 (3,100万円～4,000万円)</td><td>中小企業 1/2 小規模 2/3</td></tr></table> 大幅員上げに係る補助上限額引き上げの特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な員上げに取り組む事業者（給与支給総額 年平均成長率+6%以上等）に対して、補助上限額を100万円～2,000万円上乗せ（申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く。）	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅員上げを行う場合	補助率	省力化(オーダーメイド) 枠	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～99人 5,000万円 (6,500万円) 100人以上 8,000万円 (1億円)	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、 1,500万円を超える部分は1/3	製品・サービス高付加価値化枠			通常類型	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21人以上 1,250万円 (2,250万円)	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3	成長分野進出類型 (DX・GX)	5人以下 1,000万円 (1,100万円) 6～20人 1,500万円 (1,750万円) 21人以上 2,500万円 (3,500万円)	2/3	グローバル枠	3,000万円 (3,100万円～4,000万円)	中小企業 1/2 小規模 2/3
枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅員上げを行う場合	補助率																	
省力化(オーダーメイド) 枠	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～99人 5,000万円 (6,500万円) 100人以上 8,000万円 (1億円)	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、 1,500万円を超える部分は1/3																	
製品・サービス高付加価値化枠																			
通常類型	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21人以上 1,250万円 (2,250万円)	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3																	
成長分野進出類型 (DX・GX)	5人以下 1,000万円 (1,100万円) 6～20人 1,500万円 (1,750万円) 21人以上 2,500万円 (3,500万円)	2/3																	
グローバル枠	3,000万円 (3,100万円～4,000万円)	中小企業 1/2 小規模 2/3																	
申請締切日	令和 6 年 3 月 27 日(水) 17 時 ※令和 5 年度補正予算に基づく公募については、本公募で終了																		
詳 細	ものづくり補助金公式ホームページ URL: https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html																		

令和6年度予算「成長型中小企業等研究開発支援事業」(Go-Tech 事業)

概 要	中小企業者等が大学・公設試等と連携して行う、研究開発及びその事業化に向けた取組を最大3年間支援するもの。 ※本事業は、令和6年度予算の成立を前提としており、事業実施には当該予算の国会での可決・成立が必要となりますので予めご了承ください。
対 象 事 業	中小企業者等が、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試等と連携して行う研究開発等
対 象 者 ・ 申 請 方 法	・本事業は、中小企業者等を中心とした共同体を構成する必要があります。 ・本事業の申請書の提出は「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」上でのみ受け付けることとしています。 ※申請にあたっては e-Rad への登録が必要になります。手続きに日数を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続きを行ってください。
補助事業期間	2年度または3年度
補 助 率	(1) 中小企業者等(補助率:2/3 以内) (2) 大学・公設試等(補助率:定額) ※中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の補助金総額の 2/3 以上であることが必要。 ※(2)に関しては、大学・公設試等が事業管理機関として共同体に参加している場合に限り定額。(ただし、補助率 2/3 が適用される場合がある。)
補 助 金 額 (上 限 額)	(1) 通常枠: 単年度あたり 4,500 万円以下 2 年間合計で 7,500 万円以下 3 年間合計で 9,750 万円以下 (2) 出資獲得枠: 単年度あたり 1 億円以下 2 年間合計で 2 億円以下 3 年間合計で 3 億円以下 ただし、補助上限額はファンド等が出資を予定している金額の 2 倍を上限とする。 ※詳細は、公募要領をご確認ください。
公 募 締 切	令和6年4月16日(火)17時 ※令和6年度においては、第2回公募を行うことは現時点で予定しておりません。
採 択 想 定 件 数	通常枠:100 件程度、出資獲得枠:8 件程度(予定) ※あくまで見込みであり予告無く変更することがあります。
詳 細	中小企業庁ホームページ URL: https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2024/240216kobo.html

【岐阜県】令和6年度産学官共同研究助成金

対 象 事 業	・次世代自動車産業分野、航空宇宙産業分野に関する研究開発 ・ヘルスケア産業分野(医療機器、福祉用具等)に関する研究開発 ・脱炭素・資源リサイクル産業分野に関する研究開発 ・その他、県内産業の高度化に資する研究開発
対 象 者	岐阜県内に所在する中小企業等で、大学又は研究機関等の技術シーズを実用化するため、大学又は研究機関等と共同で研究開発を行う者。(大学又は研究機関等からは申請できません。)
助 成 金 額 助 成 率	上限 200 万円まで 研究経費のうち、助成対象経費の 3 分の 2 以内
助 成 金 対 象	原材料費、機械装置知費、外注加工費、委託研究費など
受 付 期 限	令和 6 年 3 月 26 日まで
詳 細 申 請 方 法	公益財団法人岐阜県産業経済振興センターホームページ URL: https://www.gpc-gifu.or.jp/fund/sangakukan/

【愛知県】2024 年度「新あいち創造研究開発補助金」

対 象 分 野	次世代成長分野等(次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット分野等)	
対 象 者	・大企業、中小企業(事業協同組合等を含む) ※「トライアル型」の対象者は、過去に本補助金の採択実績がない中小企業に限る。 ・市町村(実証実験のみ)	
補 助 率	大企業及び市町村 原則として 1/2 以内 中小企業 2/3 以内	
限 度 額	大企業 2 億円 中小企業及び市町村 原則として 1 億円 ※「トライアル型」の限度額は 500 万円	
対 象 事 業	研究開発	実証実験
	愛知県内に事業所を持つ企業等が実施する、新たな製品や技術の開発	企業等が愛知県内において実施する、技術の実用化や製品の普及を目的とした技術的・社会的な課題の検証活動
対 象 経 費	部品・原材料費、機械装置費、委託・外注費、産産連携実施に係る技術的支援を受けるに必要となる人件費(自社の労務費を除く)、産産連携実施に係る旅費 等	部品・原材料費、機械装置費、委託・外注費、実証実験補助人件費、実証実験協力費、広報宣伝費、諸経費、産産連携実施に係る技術的支援を受けるに必要となる人件費(自社の労務費を除く)、産産連携実施に係る旅費 等
公 募 期 間	2024 年 3 月 25 日(月)～2024 年 4 月 5 日(金) 15:00	
詳 細 申 込 方 法	愛知県ホームページ URL: https://www.pref.aichi.jp/press-release/shin-aichi/koubo2024.html	

令和5年度補正予算 物流効率化に向けた先進的な実証事業
(荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業)

概 要	荷主企業の物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る費用を補助することを通じ、荷主企業の省力化や物流効率化の投資効果を明らかにする実証を行います。
事業期間	交付決定日～2025年2月7日(金)
補助率 補助上限額	中小企業等:補助対象経費の2/3以内(上限1億円) 中堅企業等:補助対象経費の1/2以内(上限5億円)
投資下限要件	中小企業等:300万円以上 中堅企業等:5,000万円以上
具体的な 取組内容	「ア」・「イ」の2つの要件を満たす物流効率化計画を策定・提出することが必要。 ア. 利用する物流事業者側の業務効率化 下記のうち(1)若しくは(2)は必須とし、(3)の取組を含めることが可能 (1)荷待ち・荷役時間の削減 (2)積載率の向上 (3)その他 輸送ルートの見直し、共同輸配送の実施等、ガイドラインに記載されている取組事項を踏まえて、定量的な目標を設定すること イ. 物流施設側における業務効率化 従業員の補助事業に関わる総労働時間について、設備投資により、機器・システム等の導入前と比較して、3%以上削減すること
公募期限	2024年4月3日(水)17:00 必着
詳細 申請方法	経済産業省ホームページ URL: https://logiefficiency-meti.jp/index.html

令和5年度補正予算 物流効率化に向けた先進的な実証事業
(自動配送ロボット導入促進実証事業)

概 要	公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を行います。
事業期間	交付決定日～2025年2月21日(金)
補助率 補助上限額	大企業:補助対象経費の1/3以内(上限4,000万円) 中小企業:補助対象経費の2/3以内(上限8,000万円)
具体的な 取組内容	・自動配送ロボットを活用した配送に関する事業採算性を確保したサービスモデル構築に向けた実証 ・補助事業者は、上記の実証の成果を踏まえ、事業期間中に「事業採算性を確保したサービスモデルの事業設計書」を作成、事務局へ提出 ・構築したサービスモデルを関連企業等へ普及する活動
公募期限	2024年4月8日(月)17:00 必着
詳細 申請方法	経済産業省ホームページ URL: https://logiefficiency-meti.jp/index.html

3. 経営教室

国際税務教室

非居住者の暗号資産等取引情報の報告制度の整備

OECDにおいて策定された自動的情報交換に係る暗号資産報告枠組み（Crypto-Asset Reporting Framework、以下「CARF」とします。）に基づき（※）、令和6年度税制改正において、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備」が行われます。

CARFは、国内の暗号資産等交換事業者には、非居住者の暗号資産等に係る取引情報を税務当局に報告することを義務付ける制度であり、租税条約に基づいた自動的情報交換の一つとされます。具体的に見れば、以下の通りです。

国内の暗号資産等交換事業者は、利用者が暗号資産等取引を行う際に、利用者から①氏名（又は名称）、②住所（又は本店所在地）、③居住地国、④居住地国における納税者番号等を記載した届出書の提出を受け、所轄の税務署に、①～④の事項に加えて⑤その年の暗号資産等の種類ごとに、暗号資産等の名称、売買の対価の額の合計額、総数量及び件数についての情報を提出することが義務付けられます。提出された情報は、租税条約の情報交換規定により自動的に国税庁から非居住者の居住地国の税務当局に提出されます。

当該改正は、2027（R9）年に2026（R8）年分の取引について初回の情報交換を実施することが予定されていることから、2026（R8）年1月1日の施行が予定されています。暗号資産等交換事業者には、施行までの間に、暗号資産等取引利用者の税法上の居住地国等の特定、報告手続きの整備が求められます。（※）日本を含む48カ国・地域は2023年11月10日に共同声明を発表し、自国の法整備を進め2027年までに情報交換を実施するとしています。

国内税務教室

「特定口座年間取引報告書」だけでは分からないこと

2003年（平成15）の新証券税制導入により、特定口座を持った方も多いのではないのでしょうか。特定口座内の取引であれば、特定口座年間取引報告書に申告に必要な情報が記載されているため、確定申告が容易となったことが国民の多くに受け入れられたのでしょう。

株式投資のほか、特定株式投資信託、特定信託やオープン型投資信託など、様々な商品がある中で、今回はオープン型投資信託について、書いてみたいと思います。

オープン型投資信託とは、募集時しか買えないスポット型とは異なりいつでも売買できるのが特徴で、つまり、いつでも換金できることが最大のメリットだといえます。

しかし、確定申告をする際には注意が必要です。一般の株式の配当であれば、総合課税を選択して配当控除を受けることが節税になる（2024年2月号参照）が、オープン型投資信託の収益の分配も同様の節税を受けられるか。という問題があります。

特定口座年間取引報告書に書かれた金額を、確定申告書にそのまま記載して、10%の配当控除を受けられるのではなく、運用資産の内容により配当控除の率が異なってきます。具体的には、その投資信託の外貨建資産割合と株式組入割合により5%、2.5%、0%に分けられ、その判断はオープン型投資信託の目論見書などで確認をしなければならず、証券会社に確認するのが確実なのかもしれません。さらに、5%、2.5%の控除率となる場合には確定申告書に「特定証券投資信託に係る配当控除の計算書」を添付しなければなりませんので注意が必要です。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成 和 / 社会保険労務士法人 成 和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

<MEMO>

編集・連絡先:

十六銀行

ソリューション営業部

(058-266-2664)

愛知営業本部

(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。